

福岡市 児童福祉施設 監査基準

利用者 処 遇

—福祉型児童発達支援センター—

福岡市こども未来局

目 次

	ページ
第1 基本方針	3
第2 運営に関する基準.....	4
第3 共生型障がい児通所支援に関する基準運営に関する基準	15
第4 基準該当通所支援に関する基準	17
第5 多機能型事業所に関する特例.....	20
第6 変更の届出.....	23
第7 障がい児通所給付費の算定及び取扱い.....	23

凡 例

根拠法令等については下記の通り省略する。

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）……児福法

◎児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）……児福法施行規則

◎児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）……児福法施行令

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）……児最低基準

◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）……平24厚令15

◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）……障発033012通知

~~◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）……平24厚劳告122~~

~~◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）……障発033016通知~~

第1 基本方針

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第1 基本方針</p> <p>1 基本方針</p>	<p>(1) 児童発達支援に係る指定通所支援（指定児童発達支援）の事業を行う者（指定児童発達支援事業者）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障がい福祉サービス（障がい福祉サービス）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものとなっているか。</p>	<p>法第21条の5の19 平24厚令15第3条第2項</p> <p>平24厚令15第3条第3項</p> <p>平24厚令15第3条第4項</p> <p>平24厚令15第4条</p>	

第2 運営に関する基準

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
第2 運営に関する基準			
1 利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。）	法第21条の5の19第2項 平24厚令15第11条	
2 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、26に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第12条第1項 平24厚令15第12条第2項	
3 契約支給量の報告等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（(2)において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 (3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平24厚令15第13条第1項 平24厚令15第13条第2項 平24厚令15第13条第3項 平24厚令15第13条第4項	
4 提供拒否の禁止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第14条	
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行う者（障がい児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第15条	
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第16条	
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。	平24厚令15第17条	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
8 障がい児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障がい児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障がい児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第18条第1項</p> <p>平24厚令15第18条第2項</p>	
9 心身の状況等の把握	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第19条</p>	
10 指定障がい児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第20条第1項</p> <p>平24厚令15第20条第2項</p>	
11 サービス提供の記録	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平24厚令15第21条第1項</p> <p>平24厚令15第21条第2項</p>	
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。）</p>	<p>平24厚令15第22条第1項</p> <p>平24厚令15第22条第2項</p>	
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する必要の額の算定方法の例により算定した費用の額</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>平24厚令15第23条第1項</p> <p>平24厚令15第23条第2項</p> <p>平24厚令15第23条第3項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>(4) (3)第一号に掲げる費用については、平成 24 年厚生労働省告示第 231 号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 指定児童発達支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障がい児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障がい児通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第23条第4項 平24厚告231</p> <p>平24厚令15第23条第5項</p> <p>平24厚令15第23条第6項</p> <p>平24厚令15第24条</p>	
15 障がい児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障がい児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障がい児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平24厚令15第25条第1項</p> <p>平24厚令15第25条第2項</p>	
16 指定児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するために配慮しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(6) 指定児童発達支援事業者は(5)の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の通所給付決定保護者による評価（以下「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 	<p>平24厚令15第26条第1項</p> <p>平24厚令15第26条第2項</p> <p>平24厚令15第26条第3項</p> <p>平24厚令15第26条第4項</p> <p>平24厚令15第26条第5項</p> <p>平24厚令15第26条第6項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
	<p>五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>(7) 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに(6)に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p>	<p>平24厚令15第26条第7項</p>	
16の2 指定児童発達支援プログラム	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに16(4)に規定する領域との指定児童発達支援プログラム（関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p>	<p>平24厚令15第26条の2</p>	<p>令和7年3月31日までは努力義務</p>
16の3 障がい児の地域社会への参加及び包摂の推進	<p>指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第26条の3</p>	
17 児童発達支援計画の作成等	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16(4)に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障がい児相談支援（法第24の26第2項に規定する指定障がい児相談支援をいう。）を提供する者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第27条第1項</p> <p>平24厚令15第27条第2項</p> <p>平24厚令15第27条第3項</p> <p>平24厚令15第27条第4項</p> <p>平24厚令15第27条第5項</p> <p>平24厚令15第27条第6項</p> <p>平24厚令15第27条第7項</p> <p>平24厚令15第27条第8項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>一 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 児童発達支援計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。</p> <p>(1) 児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>一 19に規定する相談及び援助を行うこと。</p> <p>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第27条第9項</p> <p>平24厚令15第27条第10項</p> <p>平24厚令15第28条第1項</p> <p>平24厚令15第28条第2項</p>	
19 相談及び援助	<p>指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第29条</p>	
20 支援	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、児童が日常の起居の間に、当該指定児童発達支援を退所した後、できる限り社会に適応するよう生活指導を行わなければならない。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。</p> <p>(6) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</p>	<p>平24厚令15第30条第1項</p> <p>平24厚令15第30条第2項</p> <p>児最低基準第64条 (第50条第1項準用)</p> <p>平24厚令15第30条第3項</p> <p>平24厚令15第30条第4項</p> <p>平24厚令15第30条第5項</p>	
21 食事	<p>(1) 食事は施設内で調理しているか。</p> <p>(2) 献立は、できる限り、変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。</p> <p>(3) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。</p> <p>(4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(5) 障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>児最低基準第11条第1項</p> <p>児最低基準第11条第2項 平24厚令15第31条第1項</p> <p>児最低基準第11条第3項 平24厚令15第31条第2項</p> <p>児最低基準第11条第4項 平24厚令15第31条第3項</p> <p>児最低基準第11条第5項 平24厚令15第31条第4項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考				
22 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第32条第1項</p> <p>平24厚令15第32条第2項</p>					
23 健康管理	<p>(1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) (1)の指定児童発達支援事業者は、(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="450 555 1301 655"> <tr> <td data-bbox="450 555 875 603">児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断</td> <td data-bbox="875 555 1301 603">障がい児の通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 603 875 655">障がい児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="875 603 1301 655">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>(3) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障がいの状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。</p>	児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	障がい児の通所開始時の健康診断	障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>平24厚令15第33条第1項</p> <p>平24厚令15第33条第2項</p> <p>見最低基準第66条</p> <p>平24厚令15第33条第3項</p>	
児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	障がい児の通所開始時の健康診断						
障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断						
24 緊急時等の対応	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令15第34条</p>					
25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第35条</p>					
26 管理者の責務	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第36条第1項</p> <p>平24厚令15第36条第2項</p>					
27 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要事項 	<p>平24厚令15第37条</p>					

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しているか。（ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令15第38条第1項</p> <p>平24厚令15第38条第2項</p> <p>平24厚令15第38条第3項</p> <p>平24厚令15第38条第4項</p>	
29 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第38条の2第1項</p> <p>平24厚令15第38条の2第2項</p> <p>平24厚令15第38条の2第3項</p>	
30 定員の遵守	<p>指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）</p>	<p>平24厚令15第39条</p>	
31 非常災害対策	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第40条第1項</p> <p>平24厚令15第40条第2項</p> <p>平24厚令15第40条第3項</p>	
31の2 安全計画の策定等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業員、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第40条の2第1項</p> <p>平24厚令15第40条の2第2項</p> <p>平24厚令15第40条の2第3項</p> <p>平24厚令15第40条の2第4項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
31の3 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障がい児の降車の際に限る。）を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第40条の3第1項</p> <p>平24厚令15第40条の3第2項</p>	
32 衛生管理等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>平24厚令15第41条第1項</p> <p>平24厚令15第41条第2項</p>	
33 協力医療機関	<p>指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>平24厚令15第42条</p>	
34 掲示	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、32の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p>	<p>平24厚令15第43条第1項、第2項</p>	
35 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>平24厚令15第44条第1項</p> <p>平24厚令15第44条第2項</p> <p>平24厚令15第44条第3項</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
36 虐待等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>平24厚令15第45条第1項</p> <p>平24厚令15第45条第2項</p>	
37 秘密保持等	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障がい児入所施設等、指定障がい福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令15第47条第1項</p> <p>平24厚令15第47条第2項</p> <p>平24厚令15第47条第3項</p>	
38 情報の提供等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平24厚令15第48条第1項</p> <p>平24厚令15第48条第2項</p>	
39 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障がい児相談支援事業者等）、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平24厚令15第49条第1項</p> <p>平24厚令15第49条第2項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
40 苦情解決	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平24厚令15第50条第1項</p> <p>平24厚令15第50条第2項</p> <p>平24厚令15第50条第3項</p> <p>平24厚令15第50条第4項</p> <p>平24厚令15第50条第5項</p>	
41 地域との連携等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第51条第1項</p> <p>平24厚令15第51条第2項</p>	
42 事故発生時の対応	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令15第52条第1項</p> <p>平24厚令15第52条第2項</p> <p>平24厚令15第52条第3項</p>	
43 保護者等との連絡	<p>児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない</p>	<p>児最低基準第65条</p>	
44 心理学的及び精神医学的診査	<p>児童発達支援センターにおいては障がい児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。</p>	<p>児最低基準第67条（第55条準用）</p>	
45 会計の区分	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平24厚令15第53条</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
46 記録の整備	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 11 (1) に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二 児童発達支援計画 三 25の規定による市町村への通知に係る記録 四 34 (2) に規定する身体拘束等の記録 五 40 (2) に規定する苦情の内容等の記録 六 42 (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>平24厚令15第54条第1項</p> <p>平24厚令15第54条第2項</p>	
47 電磁的記録等	<p>(1) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の(1)の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。</p> <p>(2) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（交付等）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。</p>	<p>平24厚令15第83条第1項</p> <p>平24厚令15第83条第2項</p>	

第3 共生型障がい児通所支援に関する基準

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考								
<p>第3 共生型障がい児通所支援に関する基準</p> <p>1 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準</p> <p>2 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準</p> <p>3 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準</p>	<p>児童発達支援に係る共生型通所支援（共生型児童発達支援）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>二 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業者等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>二 指定通所介護事業者等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>三 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自律訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等）にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては、12人）までの範囲とすること。</p> <table border="1" data-bbox="488 1209 869 1316"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>法第21条の5の17 平24厚令15第54条の2</p> <p>平24厚令15第54条の3 平11厚令37 平18厚令34</p> <p>平24厚令15第54条の4 平18厚令34 平18厚令36 平18厚令171 平24厚令15第72条の2</p>	
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
4 準用	<p>三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>五 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条、第8条及び第4節（第11条を除く。）の規定を準用）</p>	平24厚令15第54条の5	
5 電磁的記録等	<p>(1) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。</p>	<p>平24厚令15第83条第1項</p> <p>平24厚令15第83条第2項</p>	

第4 基準該当通所支援に関する基準

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
第4 基準該当通所支援に関する基準			
1 従業者の員数	<p>(1) 児童発達支援に係る基準該当通所支援（基準該当児童発達支援）の事業を行う者（基準該当児童発達支援事業者）が当該事業を行う事業所（基準該当児童発達支援事業所）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位（基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> イ 障がい児の数が10までのもの 2以上 ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上 	<p>法第21条の5の4 第1項第2号 平24厚令15第54条の6第1項 平24厚令15第54条の6第2項 平24厚令15第54条の7第1項 平24厚令15第54条の7第2項 平24厚令15第54条の7第3項 平24厚令15第54条の8 平24厚令15第54条の9 平24厚令15第54条の10</p>	
2 設備	<p>(1) 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものであるか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）</p>		
3 利用定員	<p>基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上としているか。</p>		
4 準用	<p>（平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条及び第4節（第11条、第23条第1項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。）の規定を準用）</p>		
5 指定生活介護事業所に関する特例	<p>次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定生活介護を提供する場合に、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第6（4（平成24年厚生労働省令第15号第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの5の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 二 この5の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 		

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考								
<p>6 指定通所介護事業所等に関する特例</p>	<p>次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定通所介護等を提供する場合に、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第6（4（平成24年厚生労働省令第15号第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの6の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 二 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の者の数及びこの6の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 三 この6の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 	<p>平24厚令15第54条の11</p>									
<p>7 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例</p>	<p>次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この事項において同じ。）を提供する場合に、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この事項において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。（この場合において、この第6（4（第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障がい福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障がい福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。 <table border="1" data-bbox="488 1305 869 1412"> <tr> <td>登録定員</td> <td>利用定員</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>平24厚令15第54条の12 平18厚令第34号</p>	
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
8 電磁的記録等	<p>三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障がい福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>五 この7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(1) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。</p>	<p>平24厚令15第83条第1項</p> <p>平24厚令15第83条第2項</p>	

第5 多機能型事業所に関する特例

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第5 多機能型事業所に関する特例 1 従業者の員数に関する特例</p>	<p>(1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下(8)まで同じ。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下(2)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童指導員又は保育士 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> イ 障がい児の数が10までのもの 2以上 ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上 <p>(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合 二 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 <p>(3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（機能訓練担当職員等）をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者が多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下(8)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障がい児を通わせる多機能型事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 嘱託医 1以上 二 児童指導員及び保育士 <ul style="list-style-type: none"> イ 児童指導員及び保育士の総数 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上 三 栄養士 1以上 四 調理員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上 	<p>法第21条の5の19 平24厚令15第80条第1項（第5条第1項適用）</p> <p>平24厚令15第80条第1項（第5条第2項適用）</p> <p>平24厚令15第80条第1項（第5条第3項適用）</p> <p>平24厚令15第80条第1項（第6条第1項適用）</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
2 設備に関する特例	<p>(5) (4)各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 	平24厚令15第80条第1項（第6条第2項適用）	
	<p>(6) (4)及び(5)に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者を、同法に規定する診療所として必要とされる数置いているか。</p>	平24厚令15第80条第1項（第6条第3項適用）	
	<p>(7) (5)の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。</p>	平24厚令15第80条第1項（第6条第4項適用）	
	<p>(7) (5)の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる多機能型事業所には、(4)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（(4)ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）が置かれているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 言語聴覚士 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとに4以上 二 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）機能訓練を行うために必要な数 	平24厚令15第80条第1項（第6条第4項適用）	
	<p>(8) (5)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所には、(4)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 看護職員 1以上 二 機能訓練担当職員 1以上 	平24厚令15第80条第1項（第6条第5項適用）	
	<p>(8) (4)（(4)第一号を除く。）、(5)及び(7)に規定する従業者は、専ら当該多機能型事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、(4)第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）</p>	平24厚令15第80条第1項（第6条第7項適用）	
	<p>(9) (6)に規定する従業者は、専ら当該多機能型事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）</p>	平24厚令15第80条第1項（第6条第8項適用）	
	<p>(10) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第2の1の(5)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>	平24厚令15第80条第2項	
	<p>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p>	平24厚令15第81条	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
3 利用定員に関する特例	<p>(1) 多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。</p> <p>(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第4の1の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>(4) (2)の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>(5) 離島その他の地域であつて平成24年厚生労働省告示第232号「子ども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、(2)中「20人」とあるのは、「10人」とする。</p>	<p>平24厚令15第82条第1項</p> <p>平24厚令15第82条第2項</p> <p>平24厚令15第82条第3項</p> <p>平24厚令15第82条第4項</p> <p>平24厚令15第82条第5項 平24厚告232</p>	
4 電磁的記録等	<p>(1) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。</p>	<p>平24厚令15第83条第1項</p> <p>平24厚令15第83条第2項</p>	

第6 変更の届出

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第21条の5の20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項</p> <p>法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項</p>	

第7 障がい児通所給付費の算定及び取扱い

一項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
第7 障がい児通所給付費の算定及び取扱い			
1 基本事項	<p>(1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障がい児通所給付費単位数表」第1（1の注7を除く。）により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平24厚告122の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告122の二</p>	
2 児童発達支援給付費（児童発達支援センターで行う場合）	<p>(1) 児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合又は児童発達支援センターにおいて重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の一に適合するものとして都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。）に届け出た指定児童発達支援の単位（平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第5条第5項及び第6条第7項に規定）において、指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定）を行った場合に、障がい児の障がい児種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。）において障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障がい児の障がい種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2)の2 共生型児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（共生型児童発達支援事業所）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2)の3 基準該当児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の四に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において、基準該当児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注1 平24厚告269の一</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注2 平24厚告269の二</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注2 の3 平24厚告269の二の三</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注2 の4 平24厚告269の二の四</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
（開所時間減算）	（4） 営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定児童発達支援事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障がい児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」の一のハの表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122別表第1の1の注4 平24厚告271の一のハ	
（身体拘束廃止未実施減算）	（5） 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項（同第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間、指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。	平24厚告122別表第1の1の注5	
（人工内耳装用児支援加算）	（6） 指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 利用定員が20人以下の場合 603単位 ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位 ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位 ニ 利用定員が41人以上の場合 445単位	平24厚告122別表第1の1の注7	
（児童指導員等加配加算）	（7） 常時見守りが必要な障がい児に対する支援及びその障がい児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（（8）の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の一に適合する専門職員（理学療法士等）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の一の2に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） ① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合 ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合 ① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合 ハ 主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合 ① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合	平24厚告122別表第1の1の注8 平24厚告270の一	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
（専門的支援加算）	<p>(8) 理学療法士等（保育士にあつては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）又は児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）による支援が必要な障がい児に対する支援及びその障がい児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（（7）の加算を算定している場合は、（7）の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第9の2の（3）の②を算定している場合は加算していないか。</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>一 理学療法士等を配置する場合</p> <p>① 利用者定員が30人以下の場合 62単位</p> <p>② 利用者定員が31人以上40人以下の場合 53単位</p> <p>③ 利用者定員が41人以上50人以下の場合 42単位</p> <p>④ 利用者定員が51人以上60人以下の場合 34単位</p> <p>⑤ 利用者定員が61人以上70人以下の場合 29単位</p> <p>⑥ 利用者定員が71人以上80人以下の場合 25単位</p> <p>⑦ 利用者定員が81人以上の場合 22単位</p> <p>二 児童指導員を配置する場合</p> <p>① 利用者定員が30人以下の場合 41単位</p> <p>② 利用者定員が31人以上40人以下の場合 35単位</p> <p>③ 利用者定員が41人以上50人以下の場合 27単位</p> <p>④ 利用者定員が51人以上60人以下の場合 22単位</p> <p>⑤ 利用者定員が61人以上70人以下の場合 19単位</p> <p>⑥ 利用者定員が71人以上80人以下の場合 16単位</p> <p>⑦ 利用者定員が81人以上の場合 15単位</p> <p>ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>一 理学療法士等を配置する場合</p> <p>① 利用者定員が20人以下の場合 93単位</p> <p>② 利用者定員が21人以上30人以下の場合 75単位</p> <p>③ 利用者定員が31人以上40人以下の場合 63単位</p> <p>④ 利用者定員が41人以上の場合 42単位</p> <p>二 児童指導員を配置する場合</p> <p>① 利用者定員が20人以下の場合 62単位</p> <p>② 利用者定員が21人以上30人以下の場合 49単位</p> <p>③ 利用者定員が31人以上40人以下の場合 35単位</p> <p>④ 利用者定員が41人以上の場合 27単位</p> <p>ハ 主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>一 理学療法士等を配置する場合</p>	<p>平24厚告122別表 第1の1の注9</p> <p>平24厚告269第十七</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>（看護職員加配加算）</p> <p>（共生型サービス体制強化加算）</p>	<p>ホ 主として重症心身障がい児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合</p> <p>一 理学療法士等を配置する場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 374単位</p> <p>② 利用定員が6人の場合 312単位</p> <p>③ 利用定員が7人の場合 267単位</p> <p>④ 利用定員が8人の場合 234単位</p> <p>⑤ 利用定員が9人の場合 208単位</p> <p>⑥ 利用定員が10人の場合 187単位</p> <p>⑦ 利用定員が11人以上の場合125単位</p> <p>二 児童指導員を配置する場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 247単位</p> <p>② 利用定員が6人の場合 206単位</p> <p>③ 利用定員が7人の場合 176単位</p> <p>④ 利用定員が8人の場合 154単位</p> <p>⑤ 利用定員が9人の場合 137単位</p> <p>⑥ 利用定員が10人の場合 123単位</p> <p>⑦ 利用定員が11人以上の場合 82単位</p> <p>（9）平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」第3号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>イ 看護職員加配加算（Ⅰ）</p> <p>① 主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>② 主として重症心身障がい児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>ロ 看護職員加配加算（Ⅱ）</p> <p>① 主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>② 主として重症心身障がい児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>（10）共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位</p> <p>ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位</p> <p>ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注10</p> <p>平24厚告269第3号</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注11</p>	

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	備考
3の2 事業所内相談支援加算 (事業所内相談支援加算(Ⅰ)) (事業所内相談支援加算(Ⅱ))	<p>指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対して当該障がい児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に3の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族等に対する当該障がい児の療育に係る相談援助を当該障がい児以外の障がい児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に3の家庭連携加算を算定している場合に算定していないか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の2の2の注</p>	
4 食事提供加算	<p>(1) 食事提供加算(Ⅰ)については、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ又は第4号に掲げる通所給付決定保護者(中間所得者)の通所給付決定に係る障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 食事提供加算(Ⅱ)については、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者(低所得者等)の通所給付決定に係る障がい児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の3の注1</p> <p>平24厚告122別表第1の3の注2</p>	
5 利用者負担上限額管理加算	<p>指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の4の注</p>	
6 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省告示第15号第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(共生型児童発達支援支援事業所従業者)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>① 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(児童指導員等)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平24厚告122別表第1の5の注1</p> <p>平24厚告122別表第1の5の注2</p> <p>平24厚告122別表第1の5の注3</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>14 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の二に適合している福祉・介護職員の陳金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15において同じ。）が、障がい児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの開次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から13の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から13の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から13の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p>	<p>平24厚告122別表第1の13の注 平24厚告270の二</p>	
<p>15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の三に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障がい児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ） 2から13の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ） 2から13の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	<p>平24厚告122別表第1の14の注 平24厚告270の三</p>	